

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	町民健康課
許 認 可 等 の 種 類	印鑑の登録		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町印鑑条例(昭和52年条例第9号)		
根 拠 条 項	<p>(登録)</p> <p>第5条 町長は、前条の規定により、当該申請者が本人であること又は本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、その確認の日をもってこれを登録しなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本町が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>(登録申請)</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、印鑑登録申請書に登録を受けようとする印鑑を添えて、自ら町長に申請しなければならない。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。</p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 町長は、印鑑登録の申請があったときは、当該申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p> <p>2 前項の確認は、郵送その他町長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び町長が必要と認める書類を持参させることによって行うものとする。この場合において、登録申請者が自ら持参することができないときは、代理人により持参させることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合における確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行うことができる。</p> <p>(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で本人の写真を貼付してあるものの提示があったとき。</p> <p>(2) 当町において既に印鑑の登録を受けている者がその登録印鑑を押印し、登録申</p>		

請者が本人に相違ないことを書面で保証したとき。

- 4 町長は、第2項の規定による照会に対し別に規則で定める期間内に回答書の持参がないとき、又は当該申請が本人の意思に基づかないものであることが明らかになったときは、当該申請を受理してはならない。

(登録の拒否)

第6条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの
- (2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの
- (3) ゴム印その他印鑑が変形しやすいもの
- (4) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートル以上25ミリメートル以下の正方形に収まらないもの
- (5) 印影が不鮮明なもの
- (6) 機械製造により大量に生産されたもの
- (7) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

- 2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

標準処理期間	1日 ただし、町長が、郵送その他適当と認める方法により、登録申請者に対して文書で照会し、その回答書等を登録申請者に持参させることによって、当該登録申請者が本人であること、又は代理人による申請があったときは、当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認する場合は、照会の日から起算して20日以内の回答書等を登録申請者が持参するまでの日数
関係法令等	
関係文書等	
審査基準設定年月日	令和6年4月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	町民健康課
許 認 可 等 の 種 類	印鑑登録証の交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町印鑑条例(昭和52年条例第9号)		
根 拠 条 項	<p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第8条 町長は、第5条の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に対して印鑑の登録を受けている旨を証する書面(以下「印鑑登録証」という。)を直接に交付する。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>(登録)</p> <p>第5条 町長は、前条の規定により、当該申請者が本人であること又は本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、その確認の日をもってこれを登録しなければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3) ゴム印その他印鑑が変形しやすいもの</p> <p>(4) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートル以上25ミリメートル以下の正方形に収まらないもの</p> <p>(5) 印影が不鮮明なもの</p> <p>(6) 機械製造により大量に生産されたもの</p> <p>(7) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの</p> <p>2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている氏名の片仮名表記又はその一部</p>		

を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

標準処理期間	1日
関係法令等	
関係文書等	
審査基準設定年月日	令和6年4月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	町民健康課
許 認 可 等 の 種 類	印鑑登録証の引替交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町印鑑条例(昭和52年条例第9号)		
根 拠 条 項	<p>(印鑑登録証の引替交付)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 印鑑登録証の引替交付の申請は、印鑑登録証を添えて、書面 でなければならない。</p> <p>3 町長は、印鑑登録証の引替交付の申請があったときは、印鑑 登録証及び印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適当 であることを確認したうえ、当該申請をした者に対して、直接 に印鑑登録証を交付するものとする。</p>		
審 査 基 準	<p>(印鑑登録証の引替交付)</p> <p>第9条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚損し、又 はき損した場合に限り、印鑑登録証の引替交付を申請することができるものとする。 ただし、登録番号が判読できないときを除く。</p> <p>2 印鑑登録証の引替交付の申請は、印鑑登録証を添えて、書面 でなければならない。</p> <p>3 略</p>		
標 準 処 理 期 間	1日		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	令和6年4月1日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	4	処理機関(所管課)	町民健康課
許 認 可 等 の 種 類	印鑑登録の証明		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町印鑑条例(昭和52年条例第9号)		
根 拠 条 項	<p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第16条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る者に印鑑登録証明書を交付する。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	<p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第16条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る者に印鑑登録証明書を交付する。</p> <p>2 前項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。以下同じ。)について町長が証明するものとし、あわせて印鑑登録原票に登録してある第7条第1項第3号から第7号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>3 町長は、印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の拒否)</p> <p>第17条 町長は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録を証明することができない。</p> <p>(1) 印鑑登録証の提示がないとき。</p> <p>(2) 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。</p>		
標 準 処 理 期 間	1日		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	令和6年4月1日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	5	処理機関(所管課)	町民健康課
許 認 可 等 の 種 類	認可地縁団体の印鑑登録		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町認可地縁団体印鑑条例(平成10年条例第32号)		
根 拠 条 項	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 町長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の認可地縁団体印鑑登録原票に印影のほか次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 認可地縁団体の名称</p> <p>(4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地</p> <p>(5) 認可地縁団体の認可年月日</p> <p>(6) 登録資格</p> <p>(7) 代表者等の氏名</p> <p>(8) 代表者等の生年月日</p> <p>(9) 代表者等の住所</p> <p>3 町長は、前項各号に掲げる事項のほか認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関して必要と認める事項を登録することができる。</p> <p>4 町長は、前2項に規定する事項を登録した認可地縁団体印鑑登録原票については、磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって作成することができる。</p>		
審 査 基 準	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>(1) 認可地縁団体の代表者</p> <p>(2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号へに規定する職務代行者</p> <p>(3) 法第260条の9に規定する仮代表者</p>		

- (4) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (5) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人
(登録印鑑)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個に限るものとする。

2 前条第1項の規定にかかわらず、町長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認可地縁団体印鑑の登録をすることができない。

- (1) ゴム印その他変形しやすいもの
- (2) 機械製造により大量生産されたもの
- (3) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (4) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (5) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

標準処理期間	1日
関係法令等	
関係文書等	
審査基準設定年月日	令和6年4月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	6	処理機関(所管課)	町民健康課
許 認 可 等 の 種 類	住居番号の設定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町住居表示に関する条例(昭和62年条例第14号)		
根 拠 条 項	<p>(住居番号)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該建物その他の工作物に住居番号を付け、又は従来の住居番号を変更し、若しくは廃止するような必要が生じたときは、町長に申し出ることができる。</p> <p>3・4 略</p>		
審 査 基 準	<p>(住居番号)</p> <p>第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として、町長が別に定めるものを新築した者は、直ちに町長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該建物その他の工作物に住居番号を付け、又は従来の住居番号を変更し、若しくは廃止するような必要が生じたときは、町長に申し出ることができる。</p> <p>3 町長は、第1項の届出若しくは前項の申出があったとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、又は実態調査等により住居番号を付け、変更し、又は廃止するの必要を知り得たときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 町長は、住居番号を付け、変更し、又は廃止したときは、直ちに関係人に通知しなければならない。</p>		
標 準 処 理 期 間	概ね10日(休日を除く)		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	令和6年4月1日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	7	処理機関(所管課)	町民健康課
許 認 可 等 の 種 類	利用者負担額の減免		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する規則(令和元年規則第5号)		
根 拠 条 項	(利用者負担額の減免) 第4条 町長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、免除することができる。 2・3 略		
審 査 基 準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。) 【その他の基準となる法令・通知等】 (利用者負担額の減免) 第4条 略 2 前項の規定により利用者負担額の減免を受けようとする者は、鳩山町利用者負担額減免申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を鳩山町利用者負担額減免(決定・却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。		
標 準 処 理 期 間	10日		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	8	処理機関(所管課)	町民健康課
許 認 可 等 の 種 類	保育施設の入所利用調整		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町保育施設の利用調整等に関する規則(平成29年規則第1号)		
根 拠 条 項	<p>(利用調整)</p> <p>第6条 町長は、毎月各保育施設の入所可能な児童数を把握の上、前条第2項に規定する入所申込期間内の申込者を対象に、申込時の児童の保育の必要性の程度を別に定める保育施設利用調整基準により指数化した上で、利用調整を行い、調整結果を申込者に通知しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	<p>【その他の基準となる法令・通知等】</p> <p>「保育施設利用調整基準」による。</p> <p>(利用調整)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 町長は、前項の規定により調整結果を通知しようとする場合で、入所を承諾したときは入所承諾通知書(様式第3号)により、入所を承諾しなかったときは入所保留通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。</p> <p>3 第1項に規定する利用調整は、4月から翌年3月までの入所を対象に、対象月ごとに1回実施するものとする。</p> <p>4 入所保留となった申込みは、当該申込みに係る入所希望年度内に限り、翌月以降の利用調整の対象とする。この場合において、利用調整の結果、再度入所保留となった申込みについては、第2項の規定にかかわらず、入所保留通知書による通知は行わないものとする。</p>		
標 準 処 理 期 間	10日		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	令和6年4月1日		
備 考			